

## 令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託プロポーザル実施要領

本市は、現在MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システムを導入しているが、施設の老朽化と2029年にサービスが停止することに伴い、新たな防災行政無線を整備し、住民の生命と財産を守るための継続的運用を実施したいと考えている。

そこで、機器等の再整備に向け、本市の地形・自然条件、建築物の状況、宅地の分布、既設防災行政無線の運用実態、近年の災害発生状況等を十分に踏まえ、最も効果的かつ安定的な情報伝達体制を確保するとともに、本市が導入している既存の情報配信メディアとの連携若しくは、時代に対応した各種情報伝達媒体との連携を見据えた調査・設計業務を実施する。

つきましては、本業務の実施にあたり、専門的知識及び幅広いノウハウを有する事業者の支援を受ける必要があることと、設計者の企画力、技術力及び経験等を活かして施設の完成度を高められる受託候補者を選定することにより、公募型プロポーザル方式を採用する。

本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続等必要な事項をこの実施要領で定める。

### 1. 業務概要

- (1) 事業名称 令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託仕様書」のとおり。  
なお、本業務では、消防庁防災情報室の「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」に基づき各種システムを比較検討し、氷見市の地域特性及び運用条件に最も適した方式を提案するものとする。選定した方式は氷見市の基本方式として採用し、当該方式に基づき実施設計を行うことを前提とする。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 見積限度額 14,993,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (5) 選定方法 業務実績等の提出を受け、1次書類審査を実施する。  
1次書類審査結果は、書面で個別に通知する。選定された提案者によるプレゼンテーションを実施し、当該業務に最も適した提案者を選定する。

### 2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 氷見市契約規則第3条に規定する入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 公告の日から受託候補者決定の日までの間において、氷見市から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可許可を受けた者を除く。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当していないこと。

- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団、又は同条第6号に定める暴力団員に該当していないこと。
- (8) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第1477号）の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引のある者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 過去5年以内に、元請として、消防庁「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」に記載される次のシステムのうち、2方式以上についての実施設計業務を完了した実績を有すること。

なお、当該実績は、整備中および、現運用されているものに限る。

ア 市町村防災行政無線（同報系）

イ 市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム

ウ FM放送を活用した同報系システム

エ 280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム

オ 地上デジタル波を活用した同報系システム

カ 携帯電話網を活用した情報伝達システム

キ ケーブルテレビを活用した情報伝達システム

ク IP告知システム

- (11) 本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を十分理解し、豊富な経験と技術を有した以下の条件を満たす業務責任者と照査技術者をともに配置すること。

なお、その者は直接かつ恒常的な雇用関係（本通知以前の6か月以上の期間において雇用関係）にあることとする。

ア 管理技術者：技術士（電気電子）またはRCCM（電気電子）の資格を有する者

イ 照査技術者：技術士（電気電子）の資格を有する者

管理技術者、照査技術者、及び業務責任者の兼務は不可とする。

ウ 業務責任者：第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士または、第1級陸上特殊無線技士の資格を有する者

- (12) 業務の際には、行政情報、及び個人情報を取扱うため、企業として個人情報保護法を遵守する体制が構築されているかを審査する制度として、「ISO27001認証情報セキュリティマネジメントシステム」または「プライバシーマーク」を取得していること。

- (13) その他、資格審査において不相当であると認められる者でないこと。

### 3. 評価方法（選定手順）

プロポーザル参加資格を審査の上、提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーションの実施結果を受けて、令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託事業者選考委員会（以下「選定委員会」という。）が別に定める「令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託プロポーザル評価要領」に基づき評価を実施し、優先交渉権者として選定する。

### 4. スケジュール

- (1) 実施要項等の公表

令和8年5月1日（金）

(2) 質疑締め切り	令和8年5月11日(月)午後1時
(3) 参加申込書提出期限	令和8年5月15日(金)午後5時
(4) 参加資格確認結果通知	令和8年5月18日(月)
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年6月8日(月)午後1時
(6) プレゼンテーション実施日	令和8年6月10日(水)
(7) 評価結果通知	令和8年6月17日(水)
(8) 契約締結	令和8年6月下旬

## 5. 応募手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。なお、提案参加申込書提出後の辞退は、辞退届(様式第10号)の提出によるものとする。

### (1) 企画提案書作成等に関する質問の受付

ア 受付期限 令和8年5月11日(月)午後1時

イ 提出方法

質問は質問書(様式第9号)を用いて電子メールにより提出し、必ず着信を電話にて確認すること。

提出先電子メールアドレス: bousai@city.himi.lg.jp

※件名を「【質問】防災行政無線プロポーザル」とすること。

ウ 質問に対する回答

質問内容とその回答は、質問を受理した日から起算して3日以内(土、日及び祝日を除く。)に、市ホームページに掲示し、個別に回答はしない。

### (2) 企画提案への参加申込

ア 受付期間 令和8年5月1日(金)～令和8年5月15日(金) 17時必着

イ 提出書類 1部

(ア) 企画提案参加申込兼誓約書(様式第1号)

(イ) 提案者概要書(様式第3号)

(ウ) 業務実績書(様式第4号)

(エ) 企画提案概要(任意様式) ※A4判1枚程度

(オ) 管理技術者調書、照査技術者調書及び業務責任者調書(様式第5号、6号、7号)

(カ) 実験試験局免許状の写し

ウ 提出方法 持参又は郵送とする

※持参による受付は、土、日及び祝日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

※郵送の場合は記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること(なお、郵送の場合は必ずその旨を氷見市地域防災課まで連絡すること。)

エ 提出先 氷見市企画政策部地域防災課

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060

TEL 0766-74-8021

### (3) 参加資格確認結果通知書の送付

提出された前文のイ(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)により審査を行い、結果について「参加資格確認結果通知書(様式第8号)」により通知する。

※予定日：令和8年5月18日（月）

#### （4）企画提案書等の提出

プロポーザル書類提出要請を受けた事業者は、期限までに下記の提案書等を提出すること。

ア 提出書類 7部（正本1部、副本6部）

（ア）企画提案書等送付書（様式第2号）

（イ）提案概要説明書（任意様式、A4判又はA3判で1枚にまとめたもの）

（ウ）企画提案書（任意様式）、業務工程表（任意様式）

・企画提案書は、次の（5）企画提案書に記載する事項に基づいて作成すること。

・様式は任意とするが、A4判縦型に横書き（長編綴じ）、文字サイズは11ポイントを基本とし、片面印刷20ページ以内とする。必要に応じてA3判横資料の挿入を認める。A3判の資料を使用する場合は、A4判資料2ページと換算する。

・表紙には「令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。

（エ）業務見積書（任意様式、消費税及び地方消費税の額を含むこと。）

・見積限度額を超える見積金額は失格とする。

イ 提出期限 令和8年6月8日（月）午後5時まで（必着）

※提出期限後の再提出及び差し替えは認めない。

ウ 提出方法 上記（2）ウ に同じ

エ 提出先 上記（2）エ に同じ

#### （5）企画提案書に記載する事項

別紙「令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託仕様書」に掲げる業務を遂行するための具体的な取組内容を記載すること。

### 6. 企画提案者に対する評価

#### （1）案者プレゼンテーション及び評価の実施

評価は、令和8年6月10日（水）午後を予定 ※実施日時は別途連絡する。

#### （2）実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

イ プレゼンテーションによる企画提案書の説明は20分以内とする。

ウ 評価委員による質疑は20分程度とする。

#### （3）その他

ア プレゼンテーション当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ本市が準備する。

パソコン、その他説明に機器等が必要な場合は、参加者が用意すること。

イ 機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。

ウ プレゼンテーション用に別途資料を準備し当日配布（7部）しても良いが、事前に提出した提案書の内容と著しく異なる内容のプレゼンテーションの場合は失格とし、評価対象としない。

エ プレゼンテーション会場のプロジェクターには、HDMIのケーブルを本市が用意し、持参したパソコンと接続することができる。

## 7. 優先交渉権者の選定

### (1) 優先交渉権者の選定方法

別に定める「令和8年度氷見市防災行政無線整備事業実施設計業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価委員が企画提案書等を評価し、採点し、評価点数が最も高い者を優先交渉権者とし、以下、順位をつける。

なお、評価過程は非公開とする。

### (2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

総合評価点の7割以上を満たす場合は、当該企画提案者を優先交渉権者とする。

### (3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

ア 評価結果は、各企画提案者に書面により通知し、優先交渉権者の選定について、氷見市ホームページにおいて公表する。

イ 評価結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

## 8. 契約の締結

企画提案（プロポーザル）の評価結果に基づき、優先交渉権者として選定された者と氷見市が協議し、本業務委託に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約の交渉を行う。

## 9. 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。この場合において、7. 優先交渉権者の選定により選出された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 評価の公平性を害する行為があった場合

エ 評価結果が確定するまでの間に選定委員会委員又は事業担当課等関係者により本プロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合

オ 1. 業務概要（4）見積限度額に定める見積限度額を超えた場合

## 10. その他

(1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。

(4) 提出された書類等は、評価及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。

(5) 本プロポーザルに係る提出書類については、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

(7) 企画提案書等に虚偽の記載をした者に対して、氷見市入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止を行う場合がある。